

令和8年度 社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会 事業計画書

【基本方針】

少子高齢化、核家族化、経済格差に伴う貧困問題、生活形態や意識の変化による地域社会のつながりが希薄化し、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、福祉問題はこれまで以上に一層複雑かつ多様化しています。

このような福祉問題に対して、地域共生社会の実現を目指し、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に支援する重層的支援体制整備事業を令和8年度より協力機関の一つとして多機関と協働し事業を実施してまいります。

そして、介護保険事業等をとおした、一人ひとりのニーズに寄り添う個別支援と地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての地域づくりを、住民主体の理念に基づき、住民や、民生児童委員、自治会、ボランティア、福祉施設、関係機関・団体、行政機関等の関係者との協働により一体的に展開し、子どもから高齢者、障がい者まで、全ての人々が共に生き、共に支え合い、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

また、毎年のように全国各地で自然災害が発生しているなか、本会では、重要な業務の継続や早期再開、被害を受けた住民へのスムーズな支援ができるよう、業務継続計画に基づき、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を継続的に実施し、平時から一層の強化を図ってまいります。

【重点目標】

1. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・一人ひとりのニーズに寄り添う個別支援と、人と人がつながりを持ちながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを一体的に行うことを目指し、法人内、地域との連携を一層強化していく。
2. 人材確保と育成
 - ・職員を安定的に確保・定着させるため、処遇改善等を通じ、求職者に選ばれる事業所となるよう努める。
 - ・各種団体等が主催する研修会や養成講座等へ積極的に職員を派遣し、業務に必要とされるスキルの取得や資質向上等を目指す。
3. 財政基盤の安定・強化
 - ・介護保険等事業において、サービスの質の向上に努め、介護サービスを必要とする住民やその家族に選ばれる事業所を目指す。
 - ・地域福祉事業推進のための会費など自主財源を確保する。
4. 生活支援体制整備事業
 - ・協議体の継続開催をサポートし、地域の支えあいの研究・検討を実施する。
5. 重層的支援体制整備事業
 - ・多機関と協働し、子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象ごとの支援体制ではなく、これらを重層的に支援する。
6. 業務継続計画（BCP）
 - ・自然災害や感染症拡大による法人へのリスクを軽減し、業務の継続を維持するための「業務継続計画（BCP）」による研修・訓練を実施する。

【事業内容】

法人運営事業

- ・地域福祉活動計画の実行及び進行管理
- ・業務継続計画（BCP）に係る研修・訓練
- ・社会福祉法人制度改革への継続対応
- ・理事会・評議員会の適切な運営
- ・機関紙「ふそう福祉だより」の発行（隔月）
- ・赤い羽根共同募金活動への協力
- ・水害や火災により家屋被害に遭われた方への災害見舞金の支給
- ・福祉協力員（駐在員）の協力のもと、会員の加入促進による安定した自主財源の確保
- ・地域の福祉ニーズの把握と課題の掘り起し
- ・社会福祉協議会職員としての自覚と知識・技術の研鑽
- ・個人情報保護規程の遵守の徹底と情報の管理、財産の管理の徹底
- ・利用者の苦情に対する各受付担当者・解決責任者・第三者委員との連携による責務の公平及び平等な遂行
- ・福祉団体への助成金交付による活動支援
- ・3市2町社会福祉協議会連絡協議会や研修会等を通じ近隣社会福祉協議会職員との交流による情報交換の継続実施
- ・他の社会福祉法人や関係機関との連携・協働による、地域における公益的な取り組みの推進、地域の生活課題の解決に関する取り組みの検討、実施。
- ・ホームページ、SNS等による情報発信

地域福祉推進事業

- ・赤ちゃん絵本プレゼント事業
- ・小中学校と協働しての福祉実践教室の実施
- ・小中学生の福祉作文コンクールへの協力
- ・車椅子及び福祉用具等の貸し出し
- ・おもちゃ図書館の開設支援
- ・精神障害者等の町外作業所通所支援
- ・子育て支援関係グループ活動の把握と情報交換、子育て世代のニーズの把握

ボランティアセンター運営事業

- ・ボランティアに関する相談（活動紹介、情報提供、運営相談、連絡、調整）

- ・住民への活動紹介・グループ間交流のための、ボランティアまっりの開催
- ・ボランティアセンター登録及びボランティア連絡協議会の拡大と活性化
- ・ボランティア保険への助成による加入の促進、事故発生時の事務手続き対応
- ・ボランティア連絡協議会登録グループへの活動費助成・高速印刷機の利用提供
- ・西尾張ブロックボランティアフェスティバルの開催（丹羽郡として幹事）
- ・災害ボランティアに関する養成講座等の実施
- ・災害ボランティアセンター設置時に要する資機材・用具等の拡充と訓練時等の貸出しへの協力
- ・西尾張ブロック社会福祉協議会災害救援活動応援協定に基づく会議等での情報交換や訓練への参加等
- ・障害ボランティアに関する養成講座等の実施
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

共同募金配分金事業

①高齢者福祉活動事業

- ・老人クラブ活動支援
- ・地区自主開催のサロン活動支援と設立支援

②障害児・者福祉活動事業

- ・障害への理解を深める講座等の実施
- ・視覚障害者用広報 CD（声の広報）の作成支援
- ・身体障害者福祉会・心身障害児者父母の会・扶桑しらゆり会（扶桑精神障害者家族会）・尾北地区聴覚障害者福祉協会の活動助成
- ・精神障害者等の町外作業所通所支援
- ・貸出車いすの整備
- ・おもちゃ図書館おもちゃ整備

③児童・青少年福祉活動事業

- ・赤ちゃん絵本プレゼント事業
- ・子育て支援事業の実施
- ・子ども向け防災教室の開催
- ・福祉協力校への事業開催支援と連絡調整
- ・青少年非行防止支援
- ・子ども会の活動助成
- ・赤い羽根作品コンクールへの協力
- ・子ども食堂等開催および支援

④福祉育成・援助活動事業

- ・弁護士による法律相談の開催（第4月曜日：午後）
- ・地域防犯ボランティアを含めたボランティア保険の助成
- ・機関紙「ふそう福祉だより」の発行（隔月）
- ・ホームページによる情報発信
- ・赤い羽根文庫整備
- ・緊急一時援護
- ・ボランティアまつり開催支援

⑤歳末たすけあい配分金事業

- ・弁護士による法律相談の開催（第4月曜日：午後）
- ・障がい児療育世帯進学祝金事業
- ・福祉団体のクリスマス会開催支援
- ・貸出車いすの整備
- ・福祉教育に関する備品の整備
- ・子ども食堂等開催および支援

資金貸付事業

- ・低所得世帯の生活の安定のため、各種貸付資金の相談業務
- ・生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）の窓口業務
- ・県くらし資金の窓口業務
- ・町くらし資金の貸付業務
- ・行政及び生活困窮者自立支援相談員との連携と情報の共有
- ・母子貸付資金、日本学生支援機構等教育貸付資金など、他機関貸付事業の紹介と連携
- ・フードバンクと提携した食糧支援
- ・地域と連携した食糧寄附募集・食糧支援（フードドライブ）

日常生活自立支援事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）

- ・判断能力が不十分な高齢者や障害者が、地域において自立した生活がおくれるよう、利用者との契約に基づき次のような援助やサービスを提供する。
 - ア．福祉サービスの利用援助
 - イ．日常的金銭管理サービス
 - ウ．書類等の預かりサービス

- ・権利擁護に関する研修会への参加
- ・総合福祉相談事業（独自事業）

判断能力が不十分な高齢者や障害者が、後見制度を申請し、認定されるまでの間、または、日常生活自立支援事業を申請し、認定されるまでの間、利用者との契約に基づき次のような援助やサービスを提供する。

- ア．日常的金銭管理サービス
- イ．書類等の預かりサービス

心配ごと相談事業（町受託事業）

- ・心配ごと相談所の開設（第1・第3金曜日：午後）
- ・相談員の研修会への参加による対応力の強化
- ・こころ・女性・母子・児童等の各相談開設場所の提供と連携・調整
- ・相談者の個々の問題解決のための情報提供

訪問介護事業

①訪問介護事業

- ・介護保険要介護者の方が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーによる身体介護、生活支援、相談、援助、助言のサービスを提供する。
- ・サービス提供体制の充実に努めるとともに、各種研修会に参加し、サービスの質の向上を図る。

②介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - ア．基準型訪問介護サービス
 - イ．緩和型訪問介護サービス

障害者ホームヘルパー事業

- ・障害のある方が在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護・家事援助等のサービスを提供する。
- ・サービス提供体制の充実に努めるとともに、各種研修会に参加し、サービスの質の向上を図る。

移動支援事業

- ・移動が困難な障害児・者が充実した日常生活を営むことができるよう、ホーム

ヘルパーを派遣し、社会参加及び余暇活動等のために必要な外出時の支援を実施する。

老人デイサービス事業（指定管理事業）

①通所介護事業

- ・介護保険要介護者の自立支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上と家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図るため、通所サービスを提供する。
（入浴（介護浴・機械浴）、食事、日常生活動作の機能訓練、健康チェック、養護、生活指導、送迎、余暇活動の提供）
- ・各種研修会・学習会に参加し、サービスの質の向上を図る。

②介護予防・日常生活支援総合事業

- ・通所型サービス（第1号通所事業）
ア．基準型通所介護サービス

地域活動支援センター事業（指定管理事業）

- ・障害のある方の地域生活支援促進を図ることを目的に、各サービスを提供する。
（機能訓練、社会適応訓練、介護の指導、創作的活動、レクリエーション、入浴、食事、送迎）

居宅介護支援事業

- ・ケアマネジャーによる介護プランの作成、介護相談、各種サービス利用の手続き代行、介護用品等斡旋・紹介、その他介護保険業務を実施する。
- ・各種研修会、学習会に参加し、専門職としての知識を高める。
- ・事業所内で勉強会、ケース検討を行ない情報の共有、ケアマネジメントの資質の向上を図る。

訪問看護ステーション事業

- ・医療・保健・福祉と連携することで、地域で療養する方の安心をサポートできるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ・在宅で看護を必要とする方に対し、医師の指示による様々な医療サービスや在宅リハビリ、家族への介護指導、在宅看護に係る相談・助言、ターミナルケアを24時間・365日安心を繋ぐ看護の提案を実施する。
- ・各種研修会、学習会に参加し、専門職としての知識を高める。

総合福祉センター管理・経営事業（指定管理事業）

- ・施設の利用目的にあった総合管理と円滑な運営
- ・設備保全、適正な保守管理の実施
- ・福祉センター活性化事業の実施

地域包括支援センター事業（町受託事業）

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行う。
 - ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
 - ・高齢者総合相談支援
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ・権利擁護事業
- ②住み慣れた地域で自分らしく暮らしができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ③認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、地域全体で認知症の方や家族を見守り支援をしていくための取組を行う。
- ④重層的支援体制整備事業と連動し、属性にとらわれず相談を受け、他の専門機関への相談が望ましい場合は、他機関につなぐ。また、複合化した問題に対しては、重層的支援体制整備事業のコーディネーター等と連携して対応を行う。

地区サロン事業（町受託事業）

- ・在宅の高齢者が地区のサロンに参加することで、閉じこもりを防ぎ、ふれあい活動やレクリエーションを通じて心身の機能の維持を図り、介護予防に繋げる。
- ・地区自主開催のサロンの運営を支援する。また、地区サロン情報交換会を開催し、地区サロン運営者の連携・情報交換を図る。
- ・地区のサロン指導者養成のためのプレミアムサロンを実施する。

生活支援体制整備事業（町受託事業）

- ・生活支援コーディネーターを配置し、協議体での協議等を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域支援の開発やそのネットワーク化などを実施し、地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ・住民主体の協議体で、地域のささえあいについて検討を進める。

重層的支援体制整備事業（町受託事業）

- ・複雑化または複合化した支援ニーズを有する対象者に対し、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに対象者と参加の場のマッチングを行う。
- ・複雑化または複合化した支援ニーズを有する対象者や支援に拒否的な対象者に対して、支援者が家庭訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行う。
- ・複雑化または複合化した課題に対し、各相談支援機関等だけでは対応が困難な場合に、課題の把握、課題の整理、支援の方向性の整理、役割分担などのコーディネートを行い、支援者を支援する。